

公 共 北 第 4 0 2 9 号
令和6年（2024年）8月9日

各所属所長 様

公立学校共済組合北海道支部長
（ 公 印 省 略 ）

「資格情報のお知らせと個人番号(マイナンバー)確認のお願い」の送付
について（通知）

令和6年12月2日に健康保険証(組合員証)の新規発行(再交付を含む)が終了し、マイナ保険証(マイナンバーカードを健康保険証として利用する登録をしたもの)を基本とする仕組みに移行されます。

これに伴い、全ての組合員及び被扶養者を対象に、医療保険者(当共済組合)の把握している加入者情報(個人番号の下4桁を含む。)が記載された「資格情報のお知らせと個人番号(マイナンバー)確認のお願い」(以下、「お知らせ(加入者情報)」という。)を送付することとされました。

各所属所においては、本通知を組合員へ周知の上、下記の内容について対応いただきますようお願いいたします。

記

1 「お知らせ(加入者情報)」の送付

当共済組合本部から各所属所宛てに、8月20日～10月末までの間にお知らせ(加入者情報)を送付します。送付物には以下の3点が同梱されます。

- ① 「お知らせ(加入者情報)」及びチラシ(別紙)が封入された個人ごとの封筒
※「お知らせ(加入者情報)」の見本は別紙内に掲載しています。
- ② 同封対象者リスト
- ③ 周知用リーフレット

2 各所属所に届いた「お知らせ(加入者情報)」の組合員への配布方法

各所属所においては、「お知らせ(加入者情報)」の封筒を開封せず、原則として各組合員に被扶養者分も含めて本年10月末までに手交願います。

なお、被扶養者の場合、封筒の窓空き部分等に被保険者氏名(組合員の氏名)が印字されないため、1の②の同封対象者リストをもとに組合員及び被扶養者(以下「組合員等」という。)を紐づけた上で、配布願います。

3 資格喪失済の組合員等に「お知らせ(加入者情報)」が届いた場合の取扱い

お知らせ(加入者情報)の送付対象者は、本年6月20日までにマイナンバー等の登録処理が完了した者のうち、本年8月6日時点で組合員又は被扶養者であるものです。

そのため、8月6日時点で資格喪失等の処理が完了していない場合は、資格喪失等

の届書を提出済の場合でも、「お知らせ（加入者情報）」が各所属所に送付される可能性があります。

また、「お知らせ（加入者情報）」は、7月31日時点で登録されている所属所に送付しますので、既に他の所属所に異動した組合員等の「お知らせ（加入者情報）」が各所属所に送付される可能性があります。

これらのように、各所属所に属さない組合員等に係る「お知らせ（加入者情報）」が送付された場合は、当支部に連絡の上、「お知らせ（加入者情報）」を当支部あてに送付願います。

4 現職の組合員等に「お知らせ（加入者情報）」が届かなかった場合の取扱い

本年6月20日までにマイナンバー等の登録処理が完了しなかった場合（扶養替えや被扶養者資格取消が遅れた場合等を含む）は、現職の組合員等であってもお知らせ（加入者情報）が送付されません。その場合は、本年12月以降に資格情報のお知らせ等を別途送付しますので、それについては改めてお知らせいたします。

なお、マイナ保険証がなく、「資格情報のお知らせ」が届かない場合も、令和7年12月1日までは経過措置として従来どおり組合員証及び組合員被扶養者証を使用できます。

5 「お知らせ（加入者情報）」の送付後の取扱い

お知らせ（加入者情報）に記載されている個人番号の下4桁等に誤りがある場合は、組合員御本人から当支部へ直接連絡するよう御案内ください。

また、お知らせ（加入者情報）を紛失又は毀損等したことに伴い、お知らせ（加入者情報等）の再交付が必要になった場合は、当支部ホームページに掲載予定の「資格情報のお知らせと個人番号(マイナンバー)確認のお願い 再交付申請書」により手続きを行ってください。

6 その他

本年12月2日以降に組合員等に送付することとなる資格確認書及び資格情報のお知らせや、本年12月2日以降の組合員証及び組合員被扶養者証の取扱いについては、詳細が分かり次第、改めてお知らせします。組合員証及び組合員被扶養者証は破棄せず、各自保管してください。本年12月1日以前に資格喪失・扶養取消等の手続きを行う場合は、従来どおり添付書類として、組合員証及び組合員被扶養者証を返納してください。

公立学校共済組合北海道支部
担当 資格認定係
電話 011-231-4111
内線 35-367～35-369